

# 診療情報開示のご案内

当院では、医療者と患者が相互に信頼関係を保ちながら病気を克服することを目的に、患者のご要望に応じて、診療情報の提供をできる体制をとっております。診療情報の開示にあたっては、患者の大切な個人情報であるという視点から、プライバシーを保護するため、いくつかの条件が定められておりますので了承下さい。

## ●診療情報の提供内容

診療録、各種検査記録、エックス線写真、看護記録等、診療の過程での患者の身体状況、病状について作成、記録された書面・画像。

## ●診療情報開示の対象者

原則として患者本人。ただし、患者本人が事故の診療について合理的な判断ができないと認められる場合には、法定代理人、及び実質的に患者のお世話をしている親族又はそれに準ずる方となる場合があります。

## ●対象者の確認

患者本人のプライバシーを保護するために、患者本人であることを証明できるもの（運転免許証など）を提示していただきます。また、患者本人以外の方につきましては、

- (1) 患者が指名したこと
- (2) 申請者本人であること
- (3) 患者との関係をそれぞれ証明できるもの（戸籍謄本など）を提供していただきます。

## ●診療録等を開示することが出来ない場合

次のいずれかに該当する場合には、診療録を開示できないことがありますので、ご理解お願いいたします。

- (1) 患者本人の身体の状態や治療効果等へ悪影響が懸念される時。
- (2) 患者本人以外の方が開示の請求がされた場合であって、患者本人が開示を希望しない場合又は患者の利益に反すると認められる時。
- (3) 患者本人以外の第三者の不利益となる恐れがある時。
- (4) カルテ保存期間（5年）を超えたとき。
- (5) その他、開示を適当でないと認める相当の理由がある時。

## ●提供費用の請求

診療録等の開示をした場合は、開示に要した費用等を請求させていただきます。

尚、下記料金には別途消費税が付加されます。

- (1) 開示基本料：：3,000円
- (2) 閲覧：無料
- (3) 診療録、その他の診療記録の複写：1枚50円
- (4) 画像の複写（CD代）：1枚500円（ただし貸出の場合は無料）
- (5) 医師面談料：30分以内5,000円（30分を超える毎に5,000円）
- (6) 診療録要約誓約書作成料：基本料金5,000円（A4用紙1頁）

※ただし、A4用紙2頁以上にわたる複雑なものに関しては10,000円とする。

## ●その他

診療情報提供に関することについては、医事課までお問合せ下さい。